

令和2年8月5日

担当課：中小企業振興課
直 通：092-643-3425
内 線：3671
担当者：山谷、安森

令和2年7月豪雨で被災された事業者の施設や設備の復旧等を支援します

- 7月31日、令和2年7月豪雨により被害を受けた事業者の復旧等への支援策のパッケージが国において閣議決定され新たな事業の概要が示されました。
- 新たに措置された「なりわい再建補助金（仮称）」（新グループ補助金）は、施設や設備の復旧費用を対象に補助するものであり、「被災小規模事業者再建事業」（持続化補助金）は、被災した小規模事業者が販路開拓等に取り組むための費用の一部を補助するもので、「商店街災害復旧等事業」は、被災した商店街の共同施設の復旧費用を一部補助するものです。
これらの補助金の活用を促すことは、被災事業者が事業継続を断念することなく、再建に向けた取組みに着手することにつながります。
- 国において事業の詳細は検討中ですが、県においても、国の事業を踏まえた支援策を速やかに行ってまいります。

1 令和2年7月豪雨に係る被災事業者への支援の主なもの

① 「なりわい再建補助金（仮称）」（新グループ補助金）

補助対象者	令和2年7月豪雨で被災した中小企業等
補助対象経費	被災した工場・店舗などの施設、生産機械などの設備復旧費用
補助率	中小企業等 3 / 4（国 1/2, 県 1/4）以内
補助上限額	3億円

② 「被災小規模事業者再建事業」（持続化補助金）

補助対象者	令和2年7月豪雨で被災した小規模事業者
補助対象経費	商工会議所、商工会の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って行う機械装置等の購入費用、ポスター・チラシ等の広報費など
補助率	小規模事業者 3 / 4（国 2/3, 県 1/12） ※県独自の上乗せ補助の実施
補助上限額	直接被害（国200万円、県25万円） 間接被害（国100万円、県12.5万円）

③ 「商店街災害復旧等事業」

補助対象者	令和2年7月豪雨で被災した商店街等組織
補助対象経費	被災したアーケード、街路灯等の撤去・改修・建て替え等の復旧に要する費用
補助率	1 / 2（国 1/3, 県 1/6）
補助上限額	なし

※ 支援内容の詳細が決まりましたら、改めてお知らせします。

2 事業者向け説明会

月日	開始時間	場所
8月9日(日)	14時、19時	大牟田市文化会館 小ホール (福岡県大牟田市不知火町 2-10-2)
8月10日(月)	14時、19時	
8月11日(火)	11時、15時	福岡県朝倉総合庁舎 大会議室 (福岡県朝倉市甘木2014-1)
8月12日(水)	11時、15時	福岡県工業技術センター生物食品研究所 (福岡県久留米市合川町1465-5)
13日以降		久留米市内開催で調整中